

港区立障害者グループホーム高浜の指定管理者の公募に関する質問書回答

No.	質問項目	質問内容	回答
1	夜間の支援体制について	宿直勤務する職員を男女1名ずつ置きたいが、休憩室が1つしかない。別の部屋を休憩室として使用することは可能でしょうか？	休憩室は事務室奥に1室、キッチン横に1室、合計2室整備予定です。両室とも宿直勤務でお使いいただけます。
2	グループホーム（共同生活援助）の種別について	障害者グループホーム高浜は、「介護サービス包括型」でしょうか？	お見込みのとおりです。
3	指定申請手続きについて	東京都障害福祉サービス等事業所の新規指定申請手続きは事業者と区のどちらが行うのでしょうか？	指定申請のための手続きや書類作成は、指定管理者が、指定管理者決定後に別途契約する開設準備の中で行ってください。
4	利用者の障害程度区分について	想定されている利用者の平均障害程度区分やその内訳を教えてください。	現在、区内の主要な知的障害者グループホーム入居者の平均区分は3.5です。また、区立知的障害者グループホームのみの入居者の平均区分は3.8です。 グループホーム高浜では、上記の平均区分、あるいは平均区分から1段階程度上の区分の利用者が中心になると想定していますが、提案様式の【様式20】にあるとおり、将来的に利用者の障害が重度化、高齢化した場合でも、支援に支障がでないような職員体制のご提案をお願いします。
5	事業運営費について	「施設で実施する各種事業に必要な経費」とは、具体的にどのような経費でしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> ・給食食材費 ・消耗器具備品費（5万円未満の調理器具や小型家電など） ・保健衛生費（消毒用品、救急箱など） ・日用品費（洗剤、シャンプー、乾電池など） ・教育娯楽費・余暇活動費 ・地域交流費（ボランティア謝礼、地域イベント出展料など） ・施設保険料 ・職員研修費 などがあります。
6	施設管理経費について	「施設の維持管理に必要な保守・検査業務、清掃業務、警備業務、廃棄物処理等にかかる経費」は、建物全体の管理者へ委託をする想定でしょうか？それとも、障害者グループホームの運営法人が委託先を自由に選定するものでしょうか？	基本的には6階専有部内のことは指定管理者が委託先を自由に選定できますが、共用部については建物全体の管理者に障害者福祉課が直接委託します。収支計画では、共用部の維持管理は含めず、専有部内の施設の維持管理にかかる費用のみお見積りください。 なお、本施設は複合施設の一部となるため、運営開始前には入居する施設の管理者を集めた話し合いの場を設ける予定です。廃棄物処理会社については、事業者同士の話し合いに基づき、契約する相手の一つの事業者にとめる可能性があります。
7	窓の種類と開閉方法について	窓は強化ガラスでしょうか？また、開閉方法を教えてください。	通常のガラス3枚からなる防音合わせガラスに、飛散防止フィルムを貼った仕様です。 窓上部や下部に制限ストッパーを設けています。
8	「資本金等」の記載について	社会福祉法人の場合は、空欄でもよろしいでしょうか。他に記載した方が良い内容がございますでしょうか。	空欄で構いません。
9	宿直者としてシルバー人材センターを利用することについて	宿直者について、基本的に正職員での対応と考虑しておりましたが、そこをシルバー人材センターを活用することは、どのようにお考えになられるかお伺いしたいです。	公募要項9ページ（4）のとおり、主たる部分は再委託できません。
10	利用者負担額の決定について	家賃や食材料費等の金額について、決定までのフローを詳しく教えてください。	家賃や食材料費は、公募要項4ページのとおり、港区の条例で上限額が定められているため、その金額以内で指定管理者が提案した金額に区が了承するという流れです。最終的な金額は、正式に指定管理者が決まった後、開設準備期間で協議します。
11	ペット飼育の可否について	近年ペット同伴入居のニーズが拡大していますが、当該物件でペットの飼育は可能でしょうか？	ペットの飼育は不可です。